

都築電気株式会社

証券コード：8157

第77回 定時株主総会 招集ご通知

平成29年6月28日（水曜日）開催

目次

- 3 招集ご通知
- 4 株主総会参考書類
- 17 事業報告（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）
- 34 連結計算書類
- 38 計算書類
- 42 監査報告書

TSUZUKI DENKI CO., LTD.

Make New Value その先へ

ツツキグループは「人と知と技術」を未来につなぎ、豊かな

株主のみなさまへ

株主のみなさまにおかれましては、当社グループの事業に格別のご理解とご支援をいただきまして、誠にありがとうございます。

この度、平成29年4月1日をもって代表取締役社長に就任いたしました江森 勲でございます。これまで当社グループが進めてまいりました施策を、着実に、さらにスピードを上げて取り組んでまいり所存でございます。

さて、当社グループの第77期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）の報告書をお届けするにあたり、ご挨拶申し上げます。

当社グループは「コアビジネスの収益性向上」「成長新分野新領域への挑戦」「健康経営の実践」に取り組み、積極的な営業活動を推進してまいりました。

この結果、当期における当社グループの業績は、売上高1,051億49百万円（前期比0.4%減）、営業利益21億42百万円（同20.8%増）、経常利益22億40百万円（同21.0%増）、親会社株主に帰属する当期純利益13億21百万円（同84.3%増）を計上することができました。

なお、期末配当につきましては、長年ご支援いただいております株主のみなさまへ報いるため、当初予定の1株当たり7.5円から3円増配し、普通配当10.5円（中間配当と合わせて年間18円）とすることにいたしました。

今後も、当社グループは、「人と知と技術」を未来につなぎ、豊かな世界を開拓し、社会課題の解決に挑戦してまいりますので、株主のみなさまにおかれましては、なにとぞ倍旧のご指導、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

都築電気株式会社
代表取締役社長 江森 勲

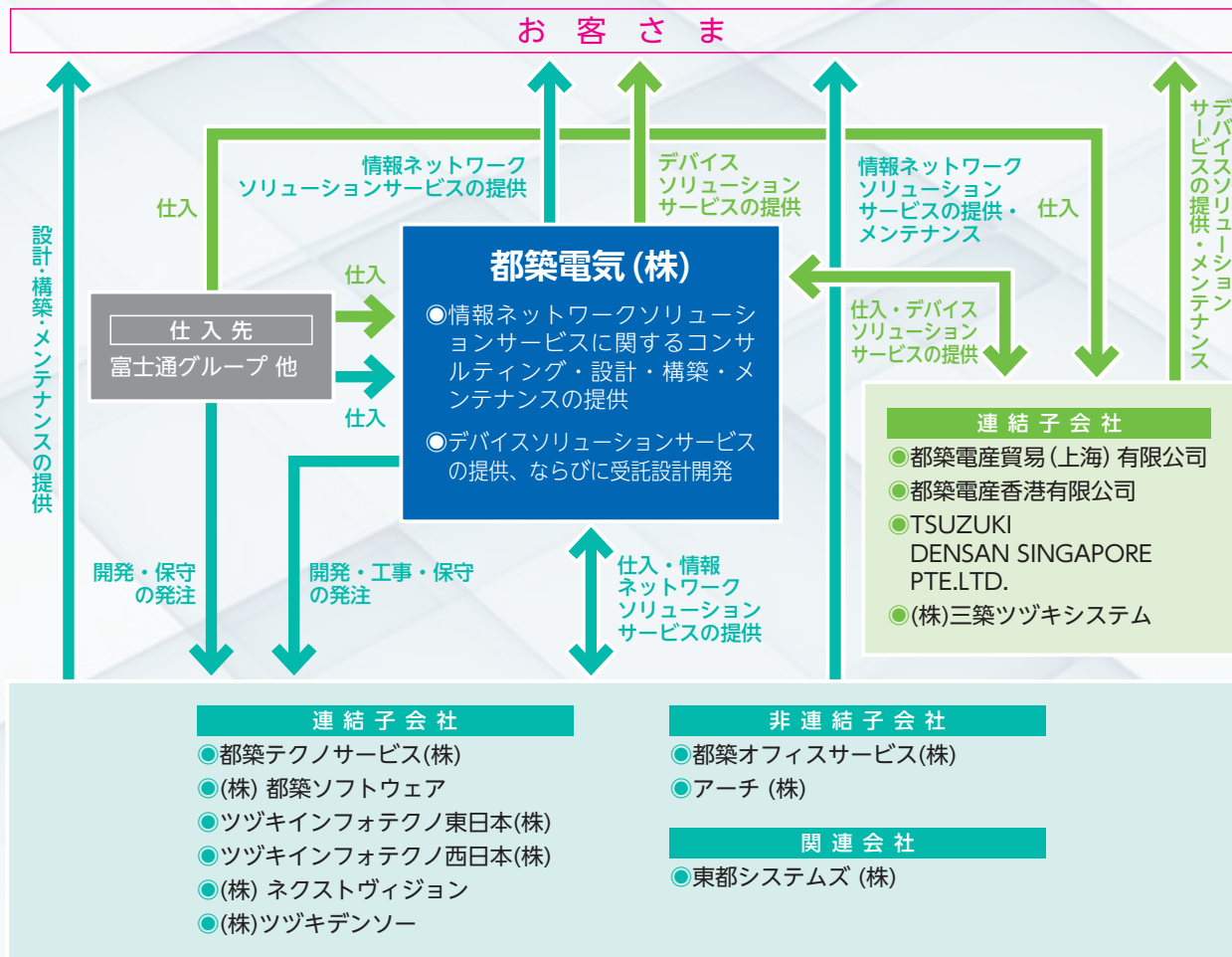


代表取締役社長
江森 勲

代表取締役会長
日浦 秀樹

世界を開拓し、社会課題の解決に挑戦してまいります。

グループネットワーク



← 情報ネットワークソリューションサービス

← 電子デバイス

招集ご通知

株主各位

証券コード 8157
平成29年6月7日

東京都港区新橋六丁目19番15号
都築電気株式会社
代表取締役社長 江 森 勲

第77回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。
さて、当社第77回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、**平成29年6月27日（火曜日）午後5時まで**に到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時	平成29年6月28日（水曜日）午前10時
2. 場 所	東京都港区新橋六丁目19番15号 東京美術倶楽部ビル 当社本社会議室（10階） （末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項	報告事項 1. 第77期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第77期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）計算書類報告の件 決議事項 第1号議案 定款一部変更の件 第2号議案 取締役10名選任の件 第3号議案 取締役等に対する業績連動型株式報酬等の額および内容決定の件

以 上

【お 願 い】

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。なお、当日は午前9時より受付を開始いたします。
- 第77回定時株主総会招集ご通知添付書類のうち、「連結注記表」および「個別注記表」につきましては、法令および定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.tsuzuki.co.jp/ir/general_meeting.html）に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。
- 第77回定時株主総会招集ご通知添付書類に含まれる連結計算書類および計算書類は、会計監査人が監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類および計算書類の一部であります。
- 株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に記載すべき事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項を当社ホームページ（http://www.tsuzuki.co.jp/ir/general_meeting.html）に掲載いたしますのでご了承ください。
- 代理人による議決権の行使
本株主総会において議決権を行使することのできる他の株主さま1名を代理人として、議決権を行使される場合は、代理人の方が、代理人ご自身の議決権行使書用紙に加え、株主さまご本人の議決権行使書用紙および代理権を証明する書面をあわせて、当日受付までお持ちいただきますようお願い申しあげます。
- 当日は軽装（クールビズ）にて対応させていただきますので、ご了承くださいますようお願い申しあげます。株主のみなさまにおかれましても軽装にてご出席くださいますようお願い申しあげます。

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1) 「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律（平成27年法律第73号）」が平成27年9月30日に施行され、特定労働者派遣事業と一般労働者派遣事業の区別が廃止されましたので、第2条（目的）の一部を変更するものであります。
- (2) 代表取締役が複数名の場合に機動性を持たせるため、現行定款第15条（招集権者および議長）、第25条（取締役会の招集権者および議長）の一部を変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(目 的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 < (1) ～ (8) 省略 > (9) <u>一般・特定労働者派遣事業</u> < (10) ～ (12) 省略 >	(目 的) 第2条 (現行どおり) < (1) ～ (8) 省略 > (9) <u>労働者派遣事業</u> < (10) ～ (12) 省略 >
(招集権者および議長) 第15条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。	(招集権者および議長) 第15条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役会長または代表取締役社長のうち、あらかじめ取締役会の決議によって定めた者が招集する。招集権者に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。
2 株主総会においては、取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。	2 株主総会においては、代表取締役会長または代表取締役社長のうち、あらかじめ取締役会の決議によって定めた者が議長となる。議長となるべき者に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。
(取締役会の招集権者および議長) 第25条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。	(取締役会の招集権者および議長) 第25条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き代表取締役会長または代表取締役社長のうち、あらかじめ取締役会の決議によって定めた者が招集し、議長となる。 2 前項に定める者に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

第2号議案 取締役10名選任の件

取締役9名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営監督機能の強化を図るため社外取締役2名を増員することとし、取締役10名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号

1

ひうら ひでき
日浦 秀樹 (昭和27年1月25日生)



再任

取締役就任年数 8年
所有する当社株式数 29,405株
平成28年度取締役会への出席状況 100%

略歴、当社における地位・担当および重要な兼職の状況

昭和49年4月	当社に入社	平成24年2月	取締役執行役員
平成9年4月	製造営業統括部第二営業部長	平成24年5月	代表取締役執行役員社長
平成20年4月	理事	平成29年4月	代表取締役会長（現任）
平成21年6月	取締役		

■ 取締役候補者とした理由

日浦秀樹氏は、代表取締役社長として5年の経営経験を有しており、江森勲氏による新執行体制の立ち上げ期を支えるとともに、ICT業界における当社の存在感をさらに高めるための対外活動には、当社社長としての経験を持った日浦氏が取締役としてその任にあたる必要があるため、取締役として引き続き選任をお願いするものです。

なお、同氏が取締役に選任された場合には、取締役会において、代表取締役会長に選定される予定です。

候補者番号

2

え も り い さ お

江森 勲 (昭和34年1月27日生)



再 任

取締役就任年数 8年

所有する当社株式数 31,417株

平成28年度取締役会への出席状況 100%

略歴、当社における地位・担当および重要な兼職の状況

昭和56年4月	当社に入社	平成24年2月	取締役執行役員常務
平成12年4月	福祉ビジネスプロジェクト担当	平成27年4月	取締役執行役員専務
	部長	平成28年4月	取締役執行役員専務・ソリューションビジネス革新本部長
平成20年4月	理事		
平成21年6月	取締役	平成29年4月	代表取締役執行役員社長（現任）
平成22年4月	常務取締役		

■ 取締役候補者とした理由

江森勲氏は、関係会社社長や情報ネットワークソリューションサービス部門における執行役員専務としての経験を有しており、また、数々の大規模商談を成功させ、強力なリーダーシップを発揮してきました。これまでの実績に加え、変革の激しいICT業界において、当社の成長戦略を牽引する新しい経営リーダーとして最適な人材と考え、取締役として引き続き選任をお願いするものです。

なお、同氏が取締役に選任された場合には、取締役会において、代表取締役社長に選定される予定です。

候補者番号

3

よ し い か ず の り

吉井 一典 (昭和32年9月25日生)



再 任

取締役就任年数 12年

所有する当社株式数 42,104株

平成28年度取締役会への出席状況 100%

略歴、当社における地位・担当および重要な兼職の状況

昭和56年4月	当社に入社	平成27年4月	取締役執行役員専務
平成12年11月	経理部長	平成28年4月	取締役執行役員専務・管理本部長・ソリューションビジネス革新本部副本部長
平成16年4月	理事		
平成17年6月	取締役		
平成22年4月	常務取締役	平成29年4月	取締役執行役員専務・管理本部長（現任）
平成24年2月	取締役執行役員常務		

■ 取締役候補者とした理由

吉井一典氏は、当社の経理部門での経験が長く、取締役就任後においては、管理部門を担当するなどし、ツツキグループ全体の内部管理体制の整備を推進してきました。このような経験に鑑み、コンプライアンス、リスク管理、内部統制などの観点から取締役会における議論をリードする役割を担うのに同氏が適任と考え、取締役として引き続き選任をお願いするものです。

候補者番号

4

な か い ま さ ひ と

仲井 正人 (昭和32年2月26日生)



再任

取締役就任年数 1年
所有する当社株式数 12,154株
平成28年度取締役会への出席状況 100%

略歴、当社における地位・担当および重要な兼職の状況

昭和54年4月	当社に入社	平成28年6月	取締役執行役員常務・ビジネスソリューション本部長・ソリューションビジネス革新本部副本部長・シンギュラリティグループ長
平成12年4月	大阪支店第二営業部長		
平成24年4月	理事・西地区担当役員補佐・大阪支店長		
平成24年6月	執行役員・西日本本部長・大阪支店長	平成29年4月	取締役執行役員専務・ソリューションサービス本部長 (現任)
平成27年4月	執行役員常務・西日本本部長・大阪支店長		

取締役候補者とした理由

仲井正人氏は、情報ネットワークソリューションサービス部門における執行役員常務および専務としての経験を有しており、また、数々の大規模商談を成功させ、強力なリーダーシップを発揮してきました。これからのICT業界での新たなビジネスモデルの創出など、当社の中核と位置付ける情報ネットワークソリューションサービス部門をより一層発展させる役割を担うのに同氏が適任と考え、取締役として引き続き選任をお願いするものです。

候補者番号

5

と ざ わ ま さ と

戸澤 正人 (昭和32年6月1日生)



再任

取締役就任年数 5年
所有する当社株式数 12,154株
平成28年度取締役会への出席状況 100%

略歴、当社における地位・担当および重要な兼職の状況

昭和56年4月	富士通株式会社に入社	平成23年8月	当社顧問
平成11年4月	同社西日本営業本部営業支援部長	平成24年2月	執行役員常務
平成13年11月	同社マーケティング本部ソフトウェア企画統括部長	平成24年6月	取締役執行役員常務
平成19年6月	株式会社富士通ビジネスシステム (現株式会社富士通マーケティング) 取締役	平成28年4月	取締役執行役員常務・ソリューション事業推進本部長・ソリューションビジネス革新本部副本部長
平成20年6月	富士通株式会社社長室長代理	平成29年4月	取締役執行役員常務・ソリューション事業推進本部長 (現任)
平成22年6月	同社ソリューションビジネス企画室長		

取締役候補者とした理由

戸澤正人氏は、当社の経営戦略部門での経験が長く、会社経営に関する広い知見や経験を有しております。当社の全てのビジネス領域に共通する事業基盤、技術基盤の強化を推進する観点から取締役会における議論をリードする役割を担うのに同氏が適任と考え、取締役として引き続き選任をお願いするものです。

候補者番号

6

しむら かずひろ

志村 一弘 (昭和30年10月3日生)



再任

取締役就任年数 8年
所有する当社株式数 17,321株
平成28年度取締役会への出席状況 100%

略歴、当社における地位・担当および重要な兼職の状況

昭和53年4月	当社に入社	平成29年4月	取締役執行役員・ソリューションサービス本部副本部長（現任）
平成13年4月	豊田営業所長		
平成17年4月	理事・名古屋支店長		
平成21年6月	取締役		
平成24年2月	取締役執行役員		
平成28年4月	取締役執行役員・テクノロジーソリューション本部長・ソリューションビジネス革新本部副本部長		

■ 取締役候補者とした理由

志村一弘氏は、音声系をはじめとするネットワークビジネスにおいて長きにわたり執行役員としての経験を有し、強力なリーダーシップを発揮してきました。当社が強みとする音声系を生かしたネットワークビジネスをより一層発展させる役割を担うのに同氏が適任と考え、取締役として引き続き選任をお願いするものです。

候補者番号

7

おやま かずひさ

尾山 和久 (昭和35年2月24日生)



再任

取締役就任年数 1年
所有する当社株式数 5,064株
平成28年度取締役会への出席状況 100%

略歴、当社における地位・担当および重要な兼職の状況

昭和59年4月	株式会社三菱銀行（現株式会社三菱東京UFJ銀行）に入行	平成29年4月	取締役執行役員・ソリューションサービス本部副本部長・シンギュラリティグループ長（現任）
平成22年7月	同行理事		
平成24年5月	同行法人業務部部长		
平成25年6月	当社執行役員		
平成28年6月	取締役執行役員・ビジネスソリューション本部副本部長・シンギュラリティグループ副本部長		

■ 取締役候補者とした理由

尾山和久氏は、ヘルスケアビジネスを強化するとともに、IoT、AI等の新技術を用いたビジネスモデルの創出において、新しい発想を持って強力なリーダーシップを発揮してきました。また、資本政策等の分野においても、長年にわたる銀行業務の経験を生かした実績から、幅広い分野の役割を担うのに同氏が適任と考え、取締役として引き続き選任をお願いするものです。

候補者番号

8

きたおか

としはる

北岡

俊治

(昭和32年8月3日生)



再任

社外取締役候補者

取締役就任年数 2年

所有する当社株式数 0株

平成28年度取締役会への出席状況 85.7%

略歴、当社における地位・担当および重要な兼職の状況

昭和55年4月 富士通株式会社に入社
平成12年4月 同社東日本営業本部東京ソリューション統括営業部エレクトロニクス産業営業部長
平成19年4月 同社東海営業本部静岡支社長

平成23年6月 同社マーケティング本部長代理
平成24年4月 同社執行役員
平成27年4月 同社執行役員常務(現任)
平成27年6月 当社取締役(現任)

〔重要な兼職〕

富士通株式会社執行役員常務

社外取締役候補者とした理由

北岡俊治氏は、事業法人の執行役員常務としてシステムインテグレーションビジネスにおいて豊富な経験、実績を有し、また、業務執行を行う経営陣から独立した客観的立場にあり、今後においても、株主・投資家目線からの監督機能や助言に加え、経営陣の迅速・果敢な意思決定への貢献が期待できるため、社外取締役として引き続き選任をお願いするものです。

候補者番号

9

あ そ う いわお
麻生 巖 (昭和49年7月17日生)



新 任

社外取締役候補者

所有する当社株式数
0 株

略歴、当社における地位・担当および重要な兼職の状況

平成9年4月	株式会社日本長期信用銀行（現株式会社新生銀行）入行	平成26年6月	日特建設株式会社社外取締役（現任）
平成12年6月	麻生セメント株式会社（現株式会社麻生）監査役	平成28年1月	麻生セメント株式会社代表取締役社長（現任）
平成13年6月	同社取締役	平成28年10月	D.A.コンソーシアムホールディングス株式会社社外取締役（現任）
平成13年8月	麻生セメント株式会社取締役	平成29年1月	当社顧問（現任）
平成17年12月	カドカワ株式会社社外取締役（現任）		
平成18年6月	株式会社麻生代表取締役専務取締役		
平成20年10月	同社代表取締役副社長		
平成22年6月	同社代表取締役社長（現任）		

〔重要な兼職〕

株式会社麻生代表取締役社長
麻生セメント株式会社代表取締役社長
日特建設株式会社社外取締役
カドカワ株式会社社外取締役
D.A.コンソーシアムホールディングス株式会社社外取締役

■ 社外取締役候補者とした理由

麻生巖氏は、事業法人の代表取締役社長としての長きにわたる豊富な経験、実績を通じて、医療・介護関連の業界についての深い見識を有し、今後の当社の成長新分野新領域への挑戦において、監督と助言が期待できるため、社外取締役として選任をお願いするものです。

候補者番号

10

むらしま としひろ
村島 俊宏 (昭和32年4月2日生)



新任

社外取締役候補者

所有する当社株式数
0株

平成28年度取締役会への
出席状況 85.7%*

略歴、当社における地位・担当および重要な兼職の状況

平成8年4月	弁護士登録（第一東京弁護士会）	平成13年4月	村島・穂積法律事務所設立 同事務所パートナー（現任）
	青山中央法律事務所入所	平成18年6月	ニフティ株式会社社外取締役
平成11年4月	同事務所パートナー	平成23年6月	当社社外監査役（現任）

〔重要な兼職〕

村島・穂積法律事務所パートナー

社外取締役候補者とした理由

村島俊宏氏は、弁護士としての専門知識を有し、長きにわたり当社の監査役として、また、指名・報酬委員会の委員長として、当社のコーポレートガバナンスの中心的課題となる役員候補の資質や報酬のあり方について深い見識を有し、今後においても、業務執行を行う経営陣から独立した客観的立場で経営陣の迅速・果敢な意思決定への貢献が期待できるため、社外取締役として選任をお願いするものです。

*平成28年度監査役としての出席状況

- (注) 1. 北岡俊治氏は、富士通株式会社の執行役員常務を兼務しており、当社は同社との間に製品販売等の取引関係があります。
2. 麻生巖氏は、株式会社麻生の代表取締役社長を兼務しており、当社は同社と資本・業務提携契約を締結しております。
3. 村島俊宏氏が代表を務める村島・穂積法律事務所と当社は、顧問契約を締結しております。なお、同氏個人と当社との間には、特別の利害関係はありません。
4. 北岡俊治、麻生巖および村島俊宏の各氏を除き各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
5. 北岡俊治氏は、当社の特定関係事業者である富士通株式会社の業務執行者であり、富士通株式会社から執行役員常務としての報酬を受けております。
6. 当社は北岡俊治氏との間で、会社法第423条第1項に定める賠償責任の限度額を、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときに限り会社法第425条第1項各号に定める全額の合計額とする旨の責任限定契約を締結しております。なお、本議案が承認可決され、北岡俊治氏が再任された場合、引き続き上記責任限定契約を継続、麻生巖および村島俊宏の両氏が選任された場合は、上記責任限定契約を締結する予定であります。
7. 各候補者の取締役就任年数は、本株主総会終結時点のものです。

第3号議案 取締役等に対する業績連動型株式報酬等の額および内容決定の件

当社の取締役には、「基本報酬」を支給しておりますが、新たに、当社の取締役（社外取締役および国内非居住者を除く。）および執行役員（国内非居住者を除く。以下あわせて「取締役等」という。）を対象に、業績目標の達成度等に応じて当社株式の交付を行う業績連動型株式報酬制度（以下「本制度」という。）の導入をお願いするものであります。

本制度の導入は、取締役等の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、当社の中長期的な業績向上や企業価値の増大、株主重視の経営意識を高めることを目的としており、業績との連動性が高く、かつ透明性・客観性の高い役員報酬制度として、その導入は相当であると考えております。なお、本制度の導入に関し、指名・報酬委員会の審議結果を踏まえたうえで本議案を付議しております。

本議案は、平成24年6月28日開催の第72回定時株主総会においてご承認いただきました取締役の報酬限度額（年額3億円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）とは別枠で、取締役等に対して株式報酬を支給することを提案するものです。

なお、本制度の対象となる取締役の員数は、第2号議案「取締役10名選任の件」が原案通り承認可決されますと7名となります。また、上記のとおり、本制度は、執行役員も対象としており（現時点で本制度の対象となる取締役を兼務しない執行役員は13名。）、本制度に基づく報酬には、執行役員に対する報酬も含まれますが、本信託（受益者要件を充足する取締役等を受益者とする信託のことをいう。以下同じ。）の対象期間中に執行役員が新たに取締役に就任する可能性があることを踏まえ、本制度に基づく報酬の全体につき、取締役等に対する報酬等として、その額および内容を提案するものであります。

本制度における報酬等の額・内容等

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する取締役等の報酬額を原資として、本信託が当社株式を取得し、本信託を通じて取締役等に当社株式および当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下「当社株式等」という。）の交付および給付（以下「交付等」という。）を行う株式報酬制度です。

- | | |
|-------------------------|------------------------------------|
| ①本議案の対象となる当社株式等の交付等の対象者 | ・当社の取締役および執行役員（社外取締役および国内非居住者を除く。） |
|-------------------------|------------------------------------|

②本議案の対象となる当社株式が発行済株式の総数に与える影響	
当社が拠出する金員の上限 (下記(2)のとおり。)	・ 3事業年度を対象として、合計 3 億円
取締役等が取得する当社株式数（換価処分の対象となる株式数を含む。）の上限および当社株式の取得方法 (下記(2)および(3)のとおり。)	・ 1年あたりに付与されるポイントの総数の上限に相当する株数は166,000株（3年間で498,000株）であり、発行済株式総数に対する割合（平成29年3月31日時点。自己株式控除後。）は3年間で約3.28% ・ 当社株式は、株式市場または当社（自己株式処分）から取得予定
③業績達成条件の内容 (下記(3)のとおり。)	
	・ 各事業年度の連結売上高、連結営業利益および親会社株主に帰属する当期純利益（以下、「連結当期純利益」という。）等の目標値に対する達成度に応じて変動 ・ 株式数は0～200%の範囲で決定
④取締役等に対する当社株式等の交付等の時期 (下記(4)のとおり。)	
	・ 原則として退任時

(2) 当社が本信託に拠出する金員の上限

当社は、連続する3事業年度（当初は平成30年3月31日に終了する事業年度から平成32年3月31日に終了する3事業年度とし、本(2)第4段落の信託期間の延長が行われた場合には、以降の各3事業年度とする。以下「対象期間」という。）を対象とし、対象期間ごとに合計3億円を上限とする金員を、取締役等への報酬として拠出し、本信託を設定します。

本信託は、信託管理人の指図に従い、信託された金員を原資として当社株式を株式市場もしくは当社（自己株式処分）から取得します。

当社は、信託期間中、取締役等に対しポイント（下記(3)のとおり。）を付与し、受益者要件を充足した取締役等に、本信託から当社株式等の交付等を行います。

なお、本信託の信託期間の満了時において、新たな本信託の設定に代えて信託契約の変更および追加信託を行うことにより、本信託を継続することがあります。その場合、さらに3年間本信託の信託期間を延長し、信託期間延長以降の3事業年度を対象期間とします。当社は、延長された信託期間ごとに、合計3億円の範囲内で、追加拠出を行い、引き続き延長された信託期間中、取締役等に対するポイントの付与および当社株式等の交付等を継続します。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、延長する前の信託期間の末日に信託財産内に残存する当社株式（取締役等に付与さ

れたポイントに相当する当社株式で交付等が未了であるものを除く。) および金銭 (以下「残存株式等」という。) があるときは、残存株式等の金額と追加拠出される信託金の合計額は、3 億円の範囲内とします。

また、信託期間の終了時に、受益者要件を満たす可能性のある取締役等が存在している場合には、当該取締役等に対する当社株式等の交付等が完了するまで、最長で10年間、本信託の信託期間を延長させることがあります。ただし、その場合には、取締役等に対する新たなポイントの付与は行いません。

(3) 取締役等に交付等が行われる当社株式等の算定方法および上限

取締役等に交付等が行われる当社株式等は、毎年一定の時期に、役位別の標準報酬額および各事業年度の業績目標の達成度 (※) に従って付与されるポイントに基づき定まります。なお、1 ポイント = 1 株とし、本信託に属する当社株式が株式の分割、株式無償割当て、株式の併合等によって増加または減少した場合、当社は、その増加または減少の割合に応じて、1 ポイント当たりの交付等が行われる当社株式の数を調整します。

取締役等に付与される 1 事業年度当たりのポイントの総数の上限は166,000ポイントとし、対象期間である 3 事業年度ごとに取締役等に付与されるポイントの総数は、上記の 1 事業年度当たりのポイントの総数の上限に信託期間の年数である 3 を乗じた数に相当する498,000ポイントを上限とします。なお、信託期間中に付与されるポイントに対応して受益者要件を充足した取締役等に交付される株式数は、かかるポイントに相当する株式数の上限 (498,000株) に服することになります。この交付株式数の上限は、上記(2)の信託金上限額を踏まえて直近の株価等を参考に設定しています。

受益者要件を充足した取締役等に対し、本信託から、各事業年度に付与されたポイントの合計数 (以下「累積ポイント数」という。) に相当する当社株式等の交付等を行うものとします。

(※) 各事業年度の連結売上高、連結営業利益、連結当期純利益等の業績目標の達成度に基づき、0～200%の範囲で業績連動係数を決定します。

(4) 取締役等に対する当社株式等の交付等の方法および時期

受益者要件を充足した取締役等は、当該取締役等の退任時に、上記(3)に基づき算出される当社株式等の交付等を受けるものとします。このとき、当該取締役等は、当該ポイントの70%に相当する当社株式 (単元未満株式は切り捨て。) について交付を受け、残りについては本信託内で換価した上で、換価処分金相当額の金銭の給付を受けるものとします。

なお、受益者要件を充足した取締役等が死亡した場合、累積ポイント数に相当する当社株式について、本信託内で換価したうえで、その換価処分金相当額の金銭の給付を当該取締役等の相続人が受けるものとします。また、受益者要件を満たす取締役等が国内非居住者になることが決定した場

合は、累積ポイント数に相当する当社株式について、本信託内で換価したうえで、その換価処分金相当額の金銭の給付を受けるものとします。

(5) 本信託内の当社株式に関する議決権行使

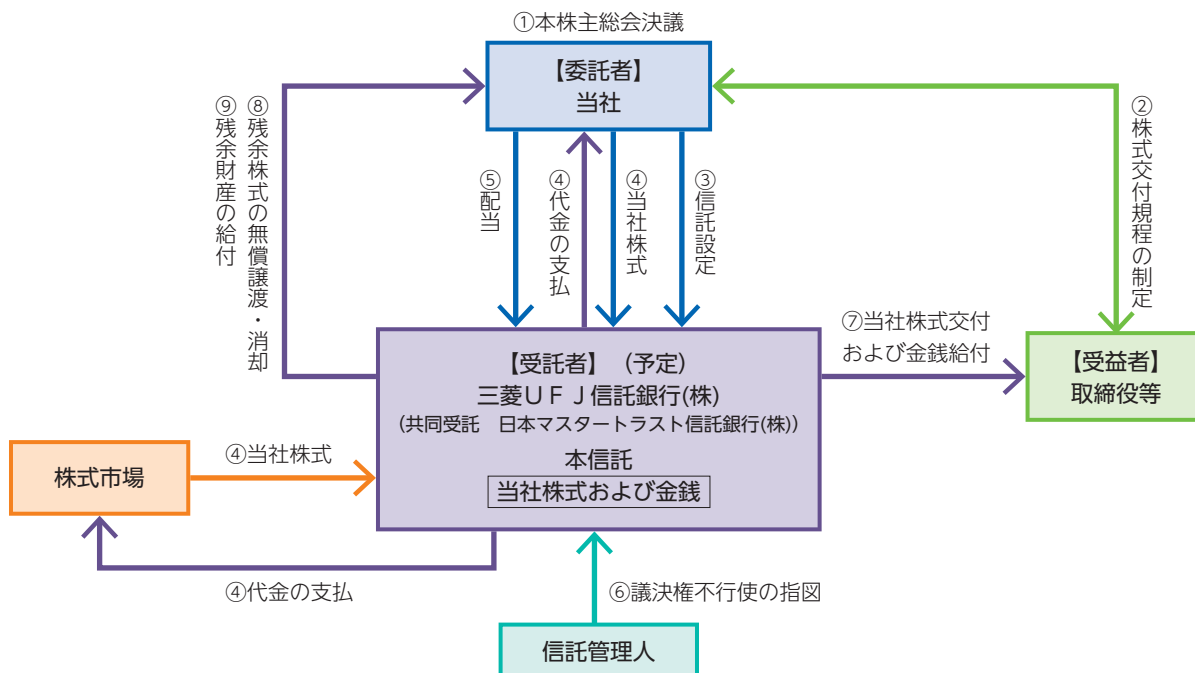
本信託内にある当社株式については、経営への中立性を確保するため、信託期間中、議決権を行使しないものとします。

(6) その他の本制度の内容

本制度に関するその他の内容については、本信託の設定、信託契約の変更および本信託への追加拋出の都度、取締役会において定めます。

(参考)

なお、本制度の詳細については、「当社取締役および執行役員に対する業績連動型株式報酬制度の導入に関するお知らせ」(後記ご参考：平成29年5月12日付プレスリリースの抜粋)をご参照下さい。



- ① 当社は、本制度の導入に関して本株主総会において役員報酬の承認決議を得ます。
- ② 当社は、本制度の導入に関して取締役会において役員報酬に係る株式交付規程を制定します。
- ③ 当社は、①の本株主総会で承認を受けた範囲内で金銭を受託者に信託し、受益者要件を充足する当社取締役等を受益者とする信託（本信託）を設定します。
- ④ 受託者は、信託管理人の指図に従い、③で抛出された金銭を原資として当社株式を株式市場または当社（自己株式処分）から取得します。本信託が取得する株式数は、①における本株主総会の承認決議の範囲内とします。
- ⑤ 本信託内の当社株式に対する剰余金の分配は、他の株式と同様に行われます。
- ⑥ 本信託内の当社株式については、信託期間を通じ、議決権を行使しないものとします。
- ⑦ 信託期間中、役員別に定める標準報酬額および各事業年度における業績目標の達成度等に応じて、取締役等にポイントが付与されます。一定の受益者要件を満たす取締役等に対して、当該対象者の退任時に、信託契約の定めに従い、付与されたポイントの70％に相当する株数の当社株式（単元未満株数は切り捨て）が交付され、残りのポイントに相当する株数の当社株式については、本信託内で換価した上で換価処分金相当額の金銭が給付されます。
- ⑧ 信託期間中における業績目標の未達成等により、信託終了時に残余株式が生じた場合、信託契約の変更および追加信託を行うことにより、新たな株式付与制度として本信託を継続利用するか、本信託から委託者に当該残余株式を無償譲渡し、取締役会決議により消却を行う予定です。
- ⑨ 本信託の清算時に、受益者に分配された後の残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内で当社に帰属する予定です。また、信託費用準備金を超過する部分については、当社および取締役等と利害関係のない団体への寄附を行う予定です。

（注）当社は、本株主総会で承認を受けた株式取得資金の範囲内で、本信託に対し、自社株式の取得資金として追加で金銭を信託し、本制度を継続する可能性があります。

以 上

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

当期における我が国の経済は、個人消費の持ち直しや政府の経済対策効果への期待感が下支えとなり、力強さを欠きながらも緩やかな回復基調を維持しております。しかし、米国の保護主義的な政策運営や欧州の政治情勢など海外動向に対する警戒感は依然根強く、不透明な状況が続いております。

情報ネットワークサービス産業においては、今後の人口減少や少子高齢化による労働力不足を補うための生産性向上を目的とした、IoT^{*1}、ビッグデータ、AI^{*2}やRobotics^{*3}等の次世代ICT技術の利活用が期待されております。

このような環境のもと、当社グループはこれらのニーズを捉えるべく、グループ各社それぞれの強みを生かした各種ソリューションサービスを積極的に推進し、システム開発に係る品質向上施策を実施するとともに研究開発等将来に向けた投資を行いました。その結果、営業利益、経常利益および親会社株主に帰属する当期純利益のいずれも前年実績を大幅に上回ることができました。

当期における当社グループの業績は、売上高1,051億49百万円（前期比0.4%減）、営業利益21億42百万円（同20.8%増）、経常利益22億40百万円（同21.0%増）、親会社株主に帰属する当期純利益13億21百万円（同84.3%増）を計上することができました。

- *1 IoT
Internet of Things（モノのインターネット）
- *2 AI
Artificial Intelligence（人工知能）
- *3 Robotics
ロボットの設計、製作、運転に関連した科学研究



■情報ネットワークソリューションサービス

ネットワークインテグレーションにおけるユニファイドコミュニケーションシステムおよびコールセンターシステムが大きく伸びいたしました。システムインテグレーションについては、品質向上に伴い、利益が伸びいたしました。サービスビジネスについても、システム運用サービス、LCMサービス、BCP*、クラウド化を切り口としたデータセンターサービスなどのビジネス拡大を図ったこと等により、売上、利益とも伸びいたしました。

業種別では、公共、電力、鉄道、金融、製造等のお客さま向けにインフラの構築商談や各種ソリューションの提供と運用サービスを中心に推進いたしました。流通、製造、食品等のお客さま向けにはアプリケーション開発を中心としたソリューションビジネスおよびサービスビジネスを積極的に推進いたしました。

この結果、情報ネットワークソリューションサービスは売上高808億2百万円（前期比1.9%増）、営業利益20億93百万円（同29.9%増）を計上することができました。

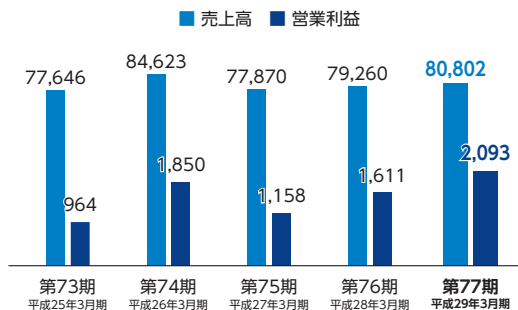
*BCP

Business Continuity Plan（事業継続計画）



売上高・営業利益

（単位：百万円）



※第77期において、報告セグメントの変更を行っております。これにより、第76期のセグメント情報は変更後の報告セグメント区分に基づき作成したものを掲載しております。

■電子デバイス

半導体ビジネスは、中国の設備投資需要が回復したことにより、FA機器向けカスタムLSI、リレーが堅調に推移いたしました。また、車載および空調機器向けデバイス、海外向け車載情報機器LCDも順調に推移いたしました。しかし、通信インフラ向け光モジュールの減少と、メーカ再編に伴う商流変更の影響でマイコン、メモリが大幅に減少したこと等により、売上は減少いたしました。

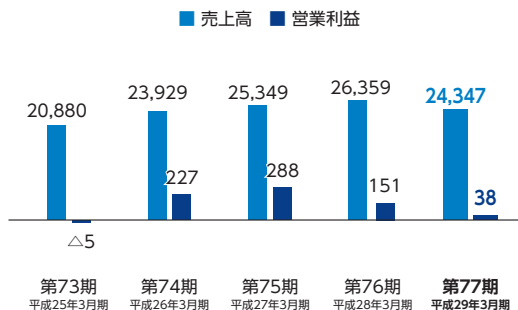
情報機器ビジネスは、インフラ機器向け組込サーバやオフィスサービスビジネスが堅調に推移したものの、産業機器向けHDDの需要が回復に至りませんでした。

利益面では、半導体（マイコン、メモリ）の国内売上減少により前年実績を下回りました。

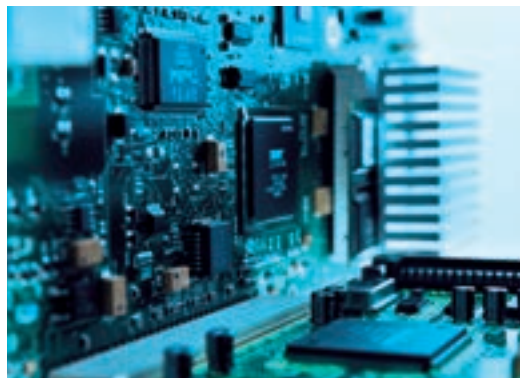
この結果、電子デバイスは売上高243億47百万円（前年比7.6%減）、営業利益38百万円（同74.9%減）となりました。

売上高・営業利益

（単位：百万円）



※第77期において、報告セグメントの変更を行っております。これにより、第76期のセグメント情報は変更後の報告セグメント区分に基づき作成したものを掲載しております。



(2) 設備投資および資金調達の状況

当期における当社グループの設備投資総額は、5億65百万円（無形固定資産を含む）であります。その主な内訳は、業務の効率化を図るためのシステムの改善およびパソコンやサーバ等のインフラの整備などであります。

これらに要した資金は、自己資金ならびに金融機関からの借入によるものであります。

(3) 対処すべき課題と施策

近年、国内においては、少子高齢化による労働力人口の減少が加速し、大きな社会課題になっております。このような状況のもと、各企業とも労働力確保や生産性向上を目的とした働き方改革、健康経営への取り組みが活発化しております。

このような環境において、当社グループは長年培ってきた技術力と多くのお客さまとの関係性を基にIoT、ビッグデータ、AI、Robotics等の次世代ICT技術にチャレンジし、社会課題の解決に資する事業領域に対して中長期的に取り組んでまいります。

① コアビジネスの収益性向上

(i) サービスビジネス

クラウド、セキュリティ、運用等の「サービス提供型」ビジネスを収益の柱にするため、人材育成、商品開発、研究開発に経営リソースを集中し、規模の成長から収益力の強化への事業構造の転換を図ってまいります。

(ii) 電子デバイス事業

半導体メーカは再編、統廃合を進め、お客さまは生産拠点のグローバル化を推し進めております。このような環境において、培ってきた技術力による差別化や競争力の高いグローバル商品の提供によって安定的に成長する収益基盤を確保してまいります。

(iii) 不採算案件の発生防止

過去のプロジェクトのリスク評価分析による受注時の案件審査の厳格化、プロジェクトマネジメント教育の強化およびアシュアランス部門によるプロジェクト上流工程の品質向上を通して、不採算案件の発生防止を徹底してまいります。

② 成長新分野新領域への挑戦

(i) 成長分野へのビジネス拡大

医療、福祉、介護の成長分野へのビジネス拡大を図るため、資本業務提携の推進や産官学のオープンイノベーション等の手法を活用し、少子高齢化などの社会課題解決に貢献してまいります。

(ii) IoTビジネス

情報ネットワークソリューションサービス事業と電子デバイス事業において長年培ってきたクラウド基盤、無線ネットワーク構築、センサーネットワーク技術を融合し、自動車、電機、FA向けIoTビジネスをさらに強化してまいります。

(iii) AI、Robotics技術

AI、Robotics等の次世代ICT技術を活用した新たなビジネスモデルを創造するため、ビッグデータ分析などAIのベースとなる技術の習得や、データサイエンティスト*の育成に対して投資を行ってまいります。

* データサイエンティスト

オープンデータやお客様の業務データを活用した業務改善提案や新規ビジネスを提案できる人材



③ 健康経営の実践

(i) 健康増進施策

従業員と家族の健康保持、増進の取り組みが将来的に収益性などを高める投資であるとの考えのもと、健康管理を経営的視点から捉え、健康経営を戦略的に実践してまいります。

(ii) 働き方改革

多様な働き方を通じて、働きがい、やりがいを高めるため、「働き方改革」を推進してまいります。従業員の生産性、創造力の向上を目指し、労働環境と諸制度を改善してまいります。

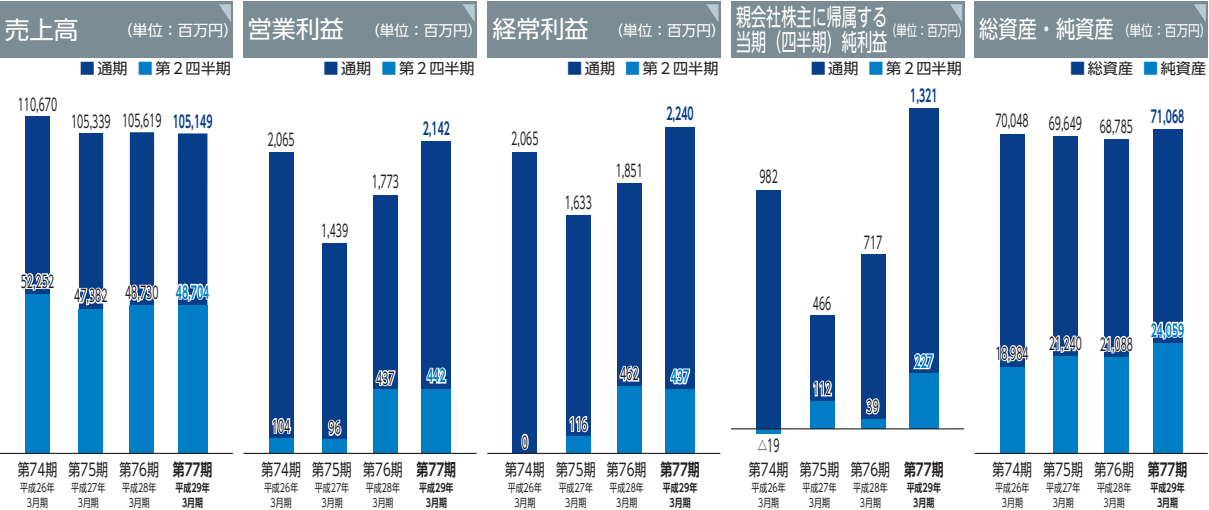
当社グループは、これらの課題に鋭意取り組むほか、資本業務提携等も視野に入れ、さらに企業価値と株主共同の利益の向上のために施策を実施してまいります。

(4) 財産および損益の状況の推移

①企業集団の財産および損益の状況の推移

区 分	第74期 平成26年3月期	第75期 平成27年3月期	第76期 平成28年3月期	第77期 平成29年3月期 (当連結会計年度)
売 上 高 (百万円)	110,670	105,339	105,619	105,149
営 業 利 益 (百万円)	2,065	1,439	1,773	2,142
経 常 利 益 (百万円)	2,065	1,633	1,851	2,240
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	982	466	717	1,321
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円)	81.79	38.40	58.40	101.65
総 資 産 (百万円)	70,048	69,649	68,785	71,068
純 資 産 (百万円)	18,984	21,240	21,088	24,059
1 株 当 た り 純 資 産 額 (円)	1,572.53	1,739.93	1,707.31	1,625.60

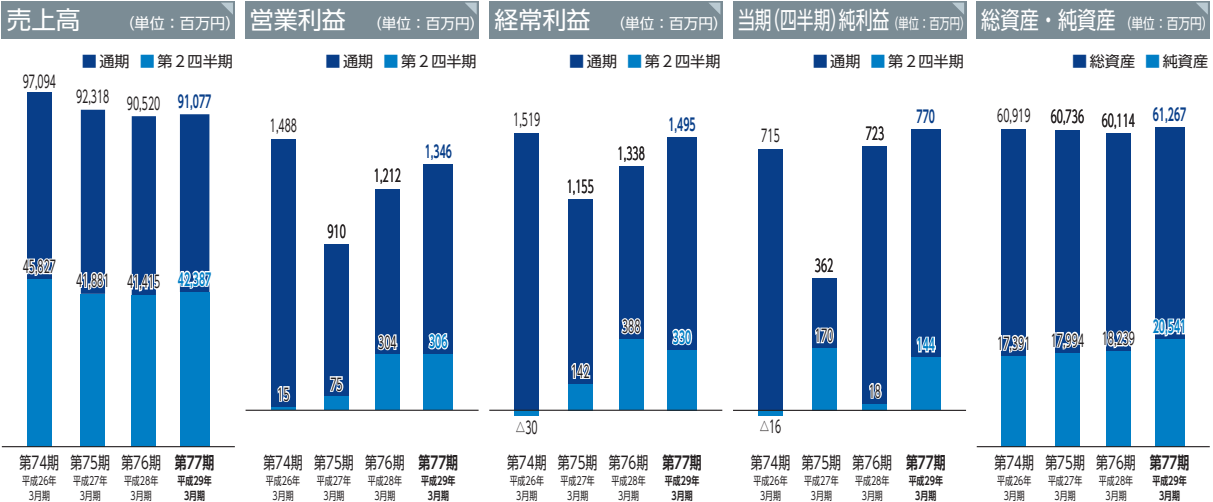
(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数により算出しております。また、期中平均発行済株式数については、自己株式数を控除して算出しております。



②当社の財産および損益の状況の推移

区 分	第74期 平成26年3月期	第75期 平成27年3月期	第76期 平成28年3月期	第77期 平成29年3月期 (当事業年度)
売 上 高 (百万円)	97,094	92,318	90,520	91,077
営 業 利 益 (百万円)	1,488	910	1,212	1,346
経 常 利 益 (百万円)	1,519	1,155	1,338	1,495
当 期 純 利 益 (百万円)	715	362	723	770
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円)	59.58	29.79	58.90	59.24
総 資 産 (百万円)	60,919	60,736	60,114	61,267
純 資 産 (百万円)	17,391	17,994	18,239	20,541
1 株 当 た り 純 資 産 額 (円)	1,440.55	1,474.03	1,476.70	1,387.90

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数により算出しております。また、期中平均発行済株式数については、自己株式数を控除して算出しております。



(5) 重要な親会社および子会社の状況

- 親会社の状況
当社には該当する親会社はありません。
- 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主要な事業内容
都築テクノサービス株式会社	100万円 209	100.0 %	情報ネットワークシステムの設計、構築、運用、保守

- 事業年度末日における特定完全子会社の状況
当社には該当する特定完全子会社はありません。

(6) 主要な事業内容

事業区分	主な取扱い製品およびサービス
情報ネットワークソリューションサービス	◇ネットワークインテグレーション グローバルコミュニケーション、IPテレフォニーソリューション、コールセンターソリューション、モバイルソリューション、企業ネットワークソリューション ◇システムインテグレーション 製造、流通、食品、不動産、市場（いちば）、医療、福祉、公共、文教、金融分野に係る各種業務ソリューション ◇サービスビジネス ネットワーク監視サービス、ネットワーク診断、ネットワーク運用サービス、LCMサービス、サポートデスク、ヘルプデスク、セキュリティサービス、IT基盤統制サービス（運用設計、代行、LCM）
電子デバイス	◇デバイスソリューションの提供ならびに受託設計開発 ○半導体、電子部品、液晶パネル、FAN、電源、ARMツール、組込ソフト開発、カスタムLSI開発 ○HDD、SSD、CPUボード、組込サーバ機器、サプライ用品、オフィス関連用品

(7) 主要な拠点

当 社	本 社：東京都港区新橋六丁目19番15号 第二本社：東京都港区西新橋二丁目5番3号
	支店：北海道（札幌市）、神奈川（横浜市）、名古屋（名古屋市）、名古屋東（名古屋市）、京都（京都市）、京都東（京都市）、大阪（大阪市）、大阪北（吹田市）、神戸（神戸市）、高松（高松市）、九州（福岡市）、九州南（福岡市）
都築テクノサービス株式会社	本社：東京都港区海岸一丁目11番1号

(8) 従業員の状況

①企業集団の従業員の状況

事業の種類別セグメントの名称	従業員数（名）	前連結会計年度末比増減
情報ネットワークソリューションサービス	1,814	113名増
電 子 デ バ イ ス	157	15名増
全 社 （共 通）	305	5名増
合 計	2,276	45名増

(注) 1. 従業員数は就業人員であります。
2. 全社（共通）は、総務および経理等の管理部門の従業員数であります。
3. 2017年4月1日より「その他」に属した子会社2社のセグメントを「情報ネットワークソリューションサービス」「電子デバイス」に変更したため、前連結会計年度末比増減の合計がセグメント別の増減の合計と一致しておりません。

②当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,446名	37名増	44.2歳	20.2年

(注) 従業員数は就業人員であります。

(9) 主要な借入先

借 入 先	借入金残高（百万円）
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	3,786
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	3,334
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	2,926
三 菱 U F J 信 託 銀 行 株 式 会 社	793

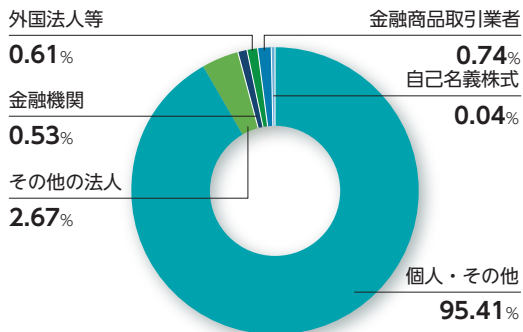
2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 98,920,000株
 (2) 発行済株式の総数 25,677,894株
 (3) 株主数 2,285名
 (4) 大株主（上位10名）

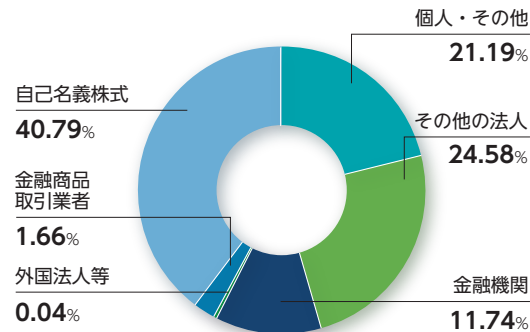
株 主 名	持株数（千株）	持株比率（％）
富 士 通 株 式 会 社	2,402	15.80
株 式 会 社 麻 生	2,300	15.13
都 築 電 気 従 業 員 持 株 会	1,318	8.67
扶 桑 電 通 株 式 会 社	766	5.04
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	591	3.89
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	591	3.89
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	591	3.89
平 松 裕 将	200	1.32
H T ホ ー ル デ ィ ン グ ス 株 式 会 社	200	1.32
丸 三 証 券 株 式 会 社	192	1.26

- (注) 1. 当社が保有する自己株式10,471千株および従業員持株ESOP信託口405千株は、上記大株主から除いております。
 2. 持株比率は発行済株式の総数から自己株式数を除いた数に基づき、算出しております。なお、当該自己株式には、従業員持株ESOP信託口が保有する当社株式は含めておりません。

所有者別株主数



所有者別株式数



3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役

会社における地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役執行役員社長	日 浦 秀 樹	
取締役執行役員専務	吉 井 一 典	管理本部長・ソリューションビジネス革新本部副本部長
取締役執行役員専務	江 森 勲	ソリューションビジネス革新本部長
取締役執行役員常務	戸 澤 正 人	ソリューション事業推進本部長・ソリューションビジネス革新本部副本部長
取締役執行役員常務	仲 井 正 人	ビジネスソリューション本部長・ソリューションビジネス革新本部副本部長・シンギュラリティグループ長
取 締 役	北 岡 俊 治	富士通株式会社執行役員常務
取 締 役 相 談 役	安 藤 始	都築テクノサービス株式会社代表取締役社長
取締役執行役員	志 村 一 弘	テクノロジーソリューション本部長・ソリューションビジネス革新本部副本部長
取締役執行役員	尾 山 和 久	ビジネスソリューション本部副本部長・シンギュラリティグループ副グループ長
常 勤 監 査 役	水 島 俊 久	都築テクノサービス株式会社監査役
監 査 役	穴 戸 金二郎	銀座法律特許事務所 弁護士、ソマール株式会社社外監査役
監 査 役	村 島 俊 宏	村島・穂積法律事務所 パートナー、弁護士
監 査 役	小笠原 直	監査法人 アヴァンティア 法人代表 代表社員、 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構 監事、 東プレ株式会社社外取締役

- (注) 1. 取締役北岡俊治氏は、社外取締役であります。
2. 監査役穴戸金二郎、村島俊宏、小笠原直の各氏は、社外監査役であります。
3. 監査役穴戸金二郎氏は、弁護士として会社財務・法務に精通しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査役村島俊宏氏は、弁護士として会社財務・法務に精通しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 監査役小笠原直氏は、公認会計士として会社財務・法務に精通しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
6. 当社は監査役穴戸金二郎、小笠原直の両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
7. 当期中の取締役の異動
- (1) 平成28年6月29日開催の第76回定時株主総会終結の時をもって、取締役向田俊也氏および常勤監査役中本徹氏は任期満了により退任いたしました。
- (2) 平成28年6月29日開催の第76回定時株主総会において、新たに仲井正人、尾山和久の両氏が取締役および小笠原直氏が監査役にそれぞれ選任され就任いたしました。
8. 決算期後の取締役の会社における地位、担当および重要な兼職状況の変更
平成29年4月1日付

氏 名	変更前	変更後
日浦 秀樹	代表取締役執行役員社長	代表取締役会長
江森 勲	取締役執行役員専務	代表取締役執行役員社長
仲井 正人	取締役執行役員常務	取締役執行役員専務
安藤 始	取締役相談役	取締役

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は社外取締役および社外監査役全員との間で、会社法第423条第1項に定める賠償責任の限度額を、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときに限り会社法第425条第1項各号に定める全額の合計額とする旨の責任限定契約を締結しております。

(3) 取締役および監査役の報酬等の額

当事業年度に係る報酬等の総額

			支給人員（名）	報酬額（百万円）
取	締	役	8	229
監	査	役	5	38

- (注) 1. 当事業年度末現在の人員は、取締役9名（うち社外取締役1名）、監査役4名（うち社外監査役3名）であります。上記支給人員と相違しているのは、無報酬の社外取締役1名が在任および平成28年6月29日開催の第76回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により退任された監査役1名がいるためであります。
2. 社外役員（社外監査役）の報酬額は3名に対し11百万円であります。

(4) 社外役員に関する事項

①取締役 北岡俊治

- (i) 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係
富士通株式会社執行役員常務であります。富士通株式会社は、当社の大株主であります。なお、当社は富士通株式会社との間に製品販売等の取引関係があります。
- (ii) 他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係
該当事項はありません。
- (iii) 当事業年度における主な活動状況
当事業年度開催の取締役会14回のうち12回に出席し、業務執行を行う経営陣から独立した客観的視点で、議案・審議等につき質問、助言を行っております。

②監査役 穴戸金二郎

- (i) 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係
該当事項はありません。
- (ii) 他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係
ソマール株式会社社外監査役であります。当社はソマール株式会社との間には特別な関係はありません。
- (iii) 当事業年度における主な活動状況
当事業年度開催の取締役会14回のうち13回に出席し、また監査役会12回のうち11回に出席し、取締役会ならびに監査役会の意思決定の適正性を確保するための質問、助言を行っております。

③監査役 村島俊宏

- (i) 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係
村島俊宏氏が代表を務める村島・穂積法律事務所と当社は、顧問契約を締結しております。
- (ii) 他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係
該当事項はありません。
- (iii) 当事業年度における主な活動状況
当事業年度開催の取締役会14回のうち12回に出席し、また監査役会12回のうち11回に出席し、取締役会および監査役会の意思決定の適正性を確保するための質問、助言を行っております。

④監査役 小笠原直

- (i) 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係
該当事項はありません。
- (ii) 他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係
東プレ株式会社社外取締役であります。当社は東プレ株式会社との間には特別な関係はありません。
- (iii) 当事業年度における主な活動状況
当事業年度開催の取締役会11回のうち11回に出席し、また監査役会9回のうち9回に出席し、取締役会ならびに監査役会の意思決定の適正性を確保するための質問、助言を行っております。

(注) 監査役小笠原直氏は、平成28年6月29日開催の第76回定時株主総会において選任されたため、出席対象取締役会および監査役会の回数が監査役穴戸金二郎および村島俊宏の両氏と異なります。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

太陽有限責任監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

- ①当社が支払うべき報酬等の額 62百万円
- ②当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 62百万円

(注) 1. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、職務遂行状況、報酬見積もりの算定根拠等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額等を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないことから、上記①の金額はこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合、監査役会は、監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。

また、上記の場合のほか、会計監査人の適格性、独立性を害する事由の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合、監査役会の決議により、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

5. 業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

当社が業務の適正を確保するための体制として取締役会において決議した事項は次のとおりであります。

1. 取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 取締役は、企業倫理の確立及び法令・定款・社内規程の遵守の確保を目的に定めた「都築グループ行動規範」を遵守するとともに、グループ全体のコンプライアンス推進に取り組む。また、その徹底を図るために、「リスク・コンプライアンス委員会」を運営し、コンプライアンス上の重要な問題を審議するとともに、体制の維持・向上を図る。

さらに社内通報制度を設置し、グループ会社内での法令違反等の不正行為の早期発見と是正を図る。

- (2) 取締役は、重大な法令違反その他法令・定款・社内規程の違反に関する重要な事実を発見したとき、またはかかる報告を受けたときは、直ちに監査役に報告するとともに、遅滞なく取締役会において報告する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、法令及び「文書管理規程」に基づき、適切に保存・管理し、取締役、監査役、会計監査人等から閲覧の要請があった場合、速やかに閲覧が可能な体制を整備する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) リスク管理体制の基礎として「リスク管理規程」を定め、「リスク・コンプライアンス委員会」において運用・推進を行う。
- (2) 不測の事態が発生した場合には、「リスク・コンプライアンス委員会」は当該リスクの適正な把握に努めるとともに、個々のリスクについて管理責任者を定め、迅速な対応と損害の拡大を防止する体制を整える。
- (3) 取締役及び従業員は、トラブル、事故等が発生したときは、エスカレーション・ルートにより「リスク・コンプライアンス委員会」の諮問機関である「リスク・コンプライアンス推進委員会」に報告する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を月1回定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。また、経営に関する重要事項については代表取締役社長の諮問機関である経営会議において議論を行い、取締役会で決定する。
- (2) 取締役会の決定に基づく業務執行については、「業務分掌規程」、「職務権限規程」において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続の詳細について定める。

5. 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) グループ各社（連結子会社、以下同じ）の業務の適正を確保するため、グループ各社にも「都築グループ行動規範」を適用し、グループ各社はこれを基礎として諸規程を定めるものとする。
- (2) グループ各社の業況報告等については「関係会社管理規程」及び「関係会社運営細則」のもと、グループ各社と当社が締結する「グループ経営に関する協定書」に従い、当社へ決裁及び報告を行う。さらに、当社並びにグループ会社の責任者による関係会社連絡会議を開催し、業務の適正を管理する。
- (3) グループ各社の取締役の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、グループ各社の取締役会規程に従い、取締役会を定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。グループ各社の取締役会の決定に基づく業務執行については、グループ各社で定める諸規程において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続の詳細について定める。
- (4) グループ各社の取締役及び従業員にも社内通報制度を適用し、法令違反等の不正行為の早期発見と是正を図る。
- (5) 内部通報者保護規程において通報者に対しいかなる不利な取扱いを行わない。

6. 財務報告の信頼性を確保するための体制

- (1) 当社グループの財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に基づく、有効かつ適切な内部統制システムを構築する。
- (2) 財務報告に係る内部統制の整備・運用状況について継続的に評価し、必要な是正措置を行い、実効性のある体制の構築を図る。

7. 監査役の職務を補助すべき従業員に関する体制と当該従業員の取締役からの独立性に関する事項

- (1) 監査役は、補助者として事前に決められた監査室の要員に対し、監査業務の補助を行うよう依頼でき、当該要員は監査役の指揮命令に従うものとする。
- (2) 上記の補助者の人事異動、人事評価、懲戒処分については、監査役会の承認を得なければならない。

8. 取締役及び従業員が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役及び従業員は、当社及びグループ各社の業務または業績に与える著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見したとき、またはかかる報告を受けたときは、直ちに当該事実を監査役に報告しなければならない。
なお、前記に関わらず、監査役は必要に応じて、取締役及び従業員に対し報告を求めることができる。
また、本項の報告をした者に対し、当該報告を理由として不利な取扱いを行わない。
- (2) 監査役がその職務の執行のために合理的な費用の支払いを求めたときは、これに応じる。
- (3) 監査役会は、代表取締役社長、監査室、会計監査人と定期的に意見交換会を開催する。
- (4) 監査役は、グループ各社の監査役等との緊密な連携を保ち、効率的な監査の実施に努める。

【反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況】

当社グループでは、「都築グループ行動規範」において「反社会的行為への関与の禁止」として「社会の秩序や安全を脅かす反社会的勢力・団体に対しては毅然とした態度で接し、一切の関係を断たなければならない。また、その活動を助長するような行為を行ってはならない。」と規定し、行動規範の周知徹底を図っている。

反社会的勢力の対応で不測の事態が発生した場合には、警察、顧問弁護士と連携を図り「リスク・コンプライアンス委員会」が対応する。

【業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要】

当期における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は次のとおりであります。

(1) コンプライアンスに対する取り組み

当社は、内部通報者保護規程を制定し、当社及びグループ会社を対象とする通報窓口を当社内及び社外（法律事務所）に設置して、法令違反等の不正行為の早期発見と是正を図っております。

また、代表取締役社長を委員長とし、執行役員が出席するリスク・コンプライアンス委員会を開催して、法令等の遵守状況を確認しており、このリスク・コンプライアンス委員会の諮問機関であるリスク・コンプライアンス推進委員会が当社も含めたグループ会社の役員及び従業員等に対してインサイダー取引防止、ハラスメント防止など様々な教育及び研修を実施し、コンプライアンス意識の向上に向けた取り組みを行っております。

(2) 損失の危険の管理に対する取り組み

当社は、リスク管理規程を制定し、リスク・コンプライアンス委員会が損失の危険を想定し管理しています。不測の事態が発生した場合には、リスク・コンプライアンス委員会の指揮・命令の下、迅速かつ冷静に対応し問題解決を図っております。

また、事故・トラブル等が発生した場合には、エスカレーションルートにより、リスク・コンプライアンス委員会の諮問機関であるリスク・コンプライアンス推進委員会に対して報告が行われ、問題解決に向けた対応を行っており、重大な事案については、速やかにリスク・コンプライアンス委員会に報告されております。

(3) 職務執行が効率的に行われることに対する取り組み

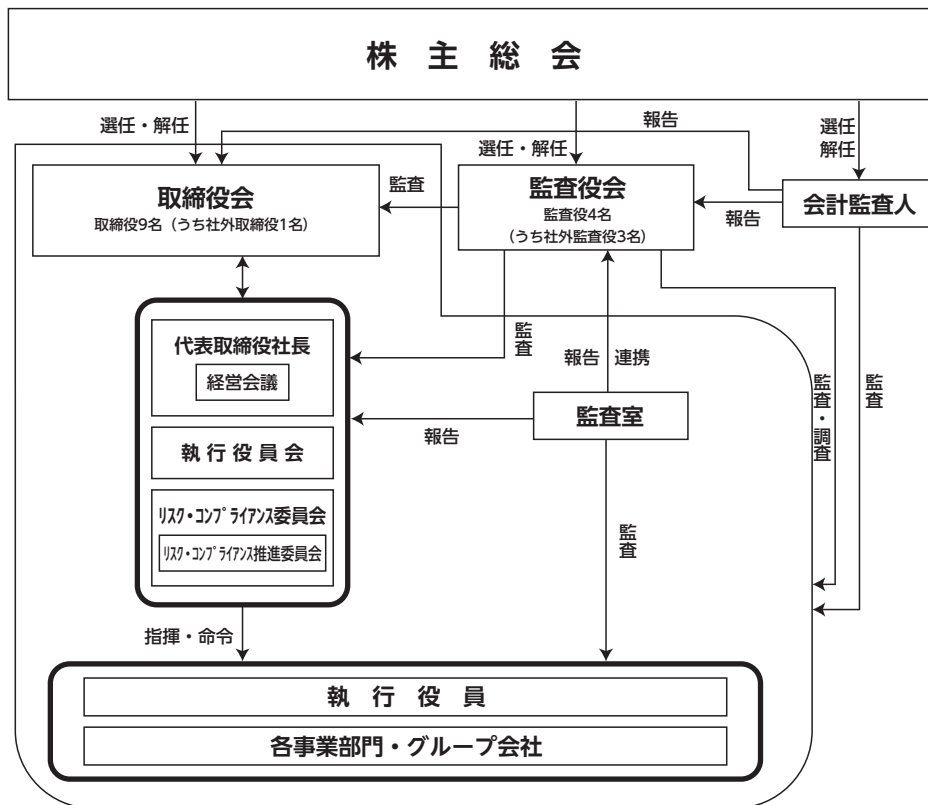
当社は、取締役会を毎月定時に開催し、取締役会による独立かつ客観的な経営の監督の実効性を確保すべく、業務の執行に携わらない、業務執行と一定の距離を置く取締役として社外取締役1名及び社外監査役3名を含む4名の監査役が取締役会に出席し、独立かつ客観的な監督を実施しております。

(4) 監査役の監査が実効的に行われることに対する取り組み

監査役は、定期的に実地監査を行っており、必要と認められたときには取締役及び従業員に対し報告を求めています。

また、監査役はグループ会社各社の監査役等と緊密な連携を保ち、効率的な監査を実施しております。

監査役会では、代表取締役社長、監査室、会計監査人と定期的に意見交換会を開催しております。



6. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、中間配当と期末配当の年2回の安定的かつ継続的な配当を行うとともに内部留保の拡充と有効活用によって企業価値および株主価値を向上させることを基本方針としております。

内部留保資金につきましては、技術力の強化や研究開発投資に活用するとともに、成長性、収益性の高い事業分野への投資および人材育成のための教育投資ならびに有利子負債の圧縮による財務基盤の強化に活用してまいります。

また、今後も業績に連動した配当も視野に考えてまいります。

- (注) 1. 本事業報告に記載の金額および株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。
2. 企業集団および当社の状況は、特に記載のない限り平成29年3月31日現在の状況を記載しております。

連結貸借対照表（平成29年3月31日現在）

(単位 百万円)

科 目	当連結会計年度 平成29年3月31日現在	(ご参考) 前連結会計年度 平成28年3月31日現在
資産の部		
流動資産	55,103	53,857
現金及び預金	17,610	15,110
受取手形及び売掛金	28,030	29,023
たな卸資産	7,038	7,466
繰延税金資産	1,131	1,068
未収還付法人税等	2	—
その他の流動資産	1,418	1,260
貸倒引当金	△128	△71
固定資産	15,965	14,927
有形固定資産	5,384	4,183
建物及び構築物	732	740
機械装置及び運搬具	3	4
土地	2,223	2,223
リース資産	1,456	891
建設仮勘定	870	243
その他の有形固定資産	97	78
無形固定資産	1,658	1,947
リース資産	653	825
その他の無形固定資産	1,005	1,122
投資その他の資産	8,921	8,797
投資有価証券	4,901	4,299
長期貸付金	100	104
繰延税金資産	2,419	2,736
長期性定期預金	300	300
その他の投資その他の資産	1,569	1,728
貸倒引当金	△369	△371
資産合計	71,068	68,785

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表（平成29年3月31日現在）

(単位 百万円)

科 目	当連結会計年度 平成29年3月31日現在	(ご参考) 前連結会計年度 平成28年3月31日現在
負債の部		
流動負債	31,663	39,203
支払手形及び買掛金	17,683	17,080
短期借入金	5,794	7,415
一年以内に返済予定の長期借入金	87	6,629
リース債務	753	729
未払法人税等	649	293
賞与引当金	2,486	2,293
受注損失引当金	363	295
その他の流動負債	3,844	4,467
固定負債	15,345	8,492
長期借入金	7,951	1,076
リース債務	1,556	1,252
繰延税金負債	7	1
退職給付に係る負債	5,698	5,952
長期末払金	110	178
その他の固定負債	21	31
負債合計	47,009	47,696
純資産の部		
株主資本	21,949	19,506
資本金	9,812	9,812
資本剰余金	3,274	3,760
利益剰余金	17,084	15,989
自己株式	△8,223	△10,056
その他の包括利益累計額	2,109	1,582
その他有価証券評価差額金	1,256	825
繰延ヘッジ損益	—	△0
為替換算調整勘定	40	58
退職給付に係る調整累計額	812	698
純資産合計	24,059	21,088
負債純資産合計	71,068	68,785

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）

(単位 百万円)

科 目	当連結会計年度 平成28年4月1日～ 平成29年3月31日	(ご参考) 前連結会計年度 平成27年4月1日～ 平成28年3月31日
売上高	105,149	105,619
売上原価	86,707	88,135
売上総利益	18,442	17,483
販売費及び一般管理費	16,299	15,709
営業利益	2,142	1,773
営業外収益	335	295
受取利息	10	13
受取配当金	80	84
生命保険関連収入	125	83
その他の営業外収益	120	113
営業外費用	238	218
支払利息	127	140
支払手数料	39	—
その他の営業外費用	71	77
経常利益	2,240	1,851
特別利益	59	0
固定資産売却益	—	0
投資有価証券売却益	59	—
特別損失	187	403
固定資産除却損	3	3
固定資産売却損	1	0
ゴルフ会員権評価損	—	1
特別退職金	183	78
品質関連対策費用	—	53
和解金	—	266
税金等調整前当期純利益	2,111	1,448
法人税、住民税及び事業税	753	667
法人税等調整額	37	64
当期純利益	1,321	717
親会社株主に帰属する当期純利益	1,321	717

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）

(単位 百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	9,812	3,760	15,989	△10,056	19,506
当期変動額					
剰余金の配当			△225		△225
親会社株主に帰属する 当期純利益			1,321		1,321
自己株式の取得				△1	△1
自己株式の処分		△485		1,834	1,348
株主資本以外の項目の当期 変動額（純額）					
当期変動額合計	－	△485	1,095	1,833	2,443
当期末残高	9,812	3,274	17,084	△8,223	21,949

	その他の包括利益累計額					純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	退職給付に 係る調整 累計額	その他の 包括利益 累計額合計	
当期首残高	825	△0	58	698	1,582	21,088
当期変動額						
剰余金の配当						△225
親会社株主に帰属する 当期純利益						1,321
自己株式の取得						△1
自己株式の処分						1,348
株主資本以外の項目の当期 変動額（純額）	430	0	△18	114	527	527
当期変動額合計	430	0	△18	114	527	2,970
当期末残高	1,256	－	40	812	2,109	24,059

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表（平成29年3月31日現在）

(単位 百万円)

科 目	当事業年度 平成29年3月31日現在	(ご参考) 前事業年度 平成28年3月31日現在
資産の部		
流動資産	45,284	45,238
現金及び預金	13,048	11,140
受取手形	3,277	3,315
売掛金	21,308	22,175
商品及び製品	1,418	1,869
機器及び材料	1,945	1,984
仕掛品	2,211	2,612
前渡金	367	256
前払費用	319	253
繰延税金資産	870	824
未収金	271	455
その他の流動資産	374	422
貸倒引当金	△129	△72
固定資産	15,983	14,876
有形固定資産	5,268	4,069
建物	674	686
構築物	2	0
機械装置及び運搬具	0	0
工具器具及び備品	78	50
土地	2,209	2,209
リース資産	1,433	886
建設仮勘定	870	234
無形固定資産	1,295	1,532
商標権	1	1
ソフトウェア	593	658
リース資産	652	824
電話加入権	47	47
投資その他の資産	9,419	9,274
投資有価証券	4,720	4,160
関係会社株式	1,466	1,400
長期貸付金	96	95
関係会社長期貸付金	504	643
更生等長期滞留債権	245	245
長期前払費用	2	3
繰延税金資産	1,761	2,082
敷金	336	423
会員権	92	92
その他の投資その他の資産	559	623
貸倒引当金	△367	△495
資産合計	61,267	60,114

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表（平成29年3月31日現在）

(単位 百万円)

科 目	当事業年度 平成29年3月31日現在	(ご参考) 前事業年度 平成28年3月31日現在
負債の部		
流動負債	27,065	34,915
支払手形	312	331
買掛金	16,142	15,894
短期借入金	4,447	5,902
一年以内に返済予定の長期借入金	67	6,429
リース債務	748	727
未払金	898	1,074
未払費用	762	701
未払法人税等	418	167
未払消費税	208	259
前受金	774	1,367
預り金	126	123
賞与引当金	1,781	1,615
受注損失引当金	363	295
その他の流動負債	14	24
固定負債	13,661	6,958
長期借入金	7,791	1,076
リース債務	1,534	1,247
退職給付引当金	4,232	4,467
長期末払金	81	135
長期前受収益	16	26
長期預り保証金	5	5
負債合計	40,726	41,874
純資産の部		
株主資本	19,320	17,428
資本金	9,812	9,812
資本剰余金	3,278	3,764
資本準備金	2,584	2,584
その他資本剰余金	693	1,179
利益剰余金	14,452	13,907
その他利益剰余金	14,452	13,907
別途積立金	4,900	4,900
繰越利益剰余金	9,552	9,007
自己株式	△8,223	△10,056
評価・換算差額等	1,220	811
その他有価証券評価差額金	1,220	811
繰延ヘッジ損益	—	△0
純資産合計	20,541	18,239
負債純資産合計	61,267	60,114

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）

(単位 百万円)

科 目	当事業年度 平成28年4月1日～ 平成29年3月31日	(ご参考) 前事業年度 平成27年4月1日～ 平成28年3月31日
売上高	91,077	90,520
売上原価	75,784	75,922
売上総利益	15,292	14,598
販売費及び一般管理費	13,945	13,385
営業利益	1,346	1,212
営業外収益	369	322
受取利息及び受取配当金	165	148
不動産等賃貸収入	8	11
生命保険関連収入	127	86
その他の営業外収益	67	75
営業外費用	220	196
支払利息	108	120
支払手数料	39	—
その他の営業外費用	72	75
経常利益	1,495	1,338
特別利益	57	151
固定資産売却益	—	0
貸倒引当金戻入益	—	151
投資有価証券売却益	57	—
特別損失	208	404
固定資産除却損	1	0
固定資産売却損	—	0
関係会社株式評価損	33	3
関係会社清算損	0	—
ゴルフ会員権評価損	—	1
特別退職金	173	78
品質関連対策費用	—	53
和解金	—	266
税引前当期純利益	1,344	1,085
法人税、住民税及び事業税	458	441
法人税等調整額	115	△79
当期純利益	770	723

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）

(単位 百万円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	その他利益剰余金		利益剰余金 合 計
					別途積立金	繰越利益 剰 余 金	
当期首残高	9,812	2,584	1,179	3,764	4,900	9,007	13,907
当期変動額							
剰余金の配当						△225	△225
当期純利益						770	770
自己株式の取得							
自己株式の処分			△485	△485			
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）							
当期変動額合計	－	－	△485	△485	－	544	544
当期末残高	9,812	2,584	693	3,278	4,900	9,552	14,452

	株主資本		評価・換算差額等			純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証 券評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△10,056	17,428	811	△0	811	18,239
当期変動額						
剰余金の配当		△225				△225
当期純利益		770				770
自己株式の取得	△1	△1				△1
自己株式の処分	1,834	1,348				1,348
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			408	0	409	409
当期変動額合計	1,833	1,891	408	0	409	2,301
当期末残高	△8,223	19,320	1,220	－	1,220	20,541

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年5月18日

都築電気株式会社
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 柏木 忠 ㊞
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 尾川 克明 ㊞
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、都築電気株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、都築電気株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年5月18日

都築電気株式会社
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 柏木 忠 印
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 尾川 克明 印
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、都築電気株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第77期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監査報告書

当監査役会は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第77期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、執行役員、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会、執行役員会その他重要な会議に出席し、取締役、執行役員及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社、物流センター及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役、執行役員及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年5月25日

都築電気株式会社 監査役会

常勤監査役 水島 俊久 ㊟

監査役 穴戸金二郎 ㊟

監査役 村島 俊宏 ㊟

監査役 小笠原 直 ㊟

(注) 監査役 穴戸金二郎、監査役 村島俊宏、監査役 小笠原直は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

以上

This image shows a full page of blank white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page, providing a template for writing or drawing. There are no margins, text, or other markings present.

株主総会会場ご案内図

東京都港区新橋六丁目19番15号 東京美術倶楽部ビル
当社本社会議室（10階）

TEL：(03) 6833-7777 (代表)



- 都営地下鉄三田線「御成門駅」より徒歩2分
- 都営地下鉄浅草線・大江戸線「大門駅」より徒歩6分
- JR・東京モノレール「浜松町駅」より徒歩10分
- JR・東京メトロ銀座線・ゆりかもめ「新橋駅」より徒歩12分

駐車場（有料）には限りがございますので、お車でのご来場はご遠慮ください。